



様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

福島県土地改良事業団体連合会は、本地区の当初の事業計画策定を行い、地区状況に精通した技術者を有するとともに、換地計画や農地利用集積計画、事業効果算定にも精通した唯一の団体であることから、単独見積りによる随意契約とする。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当

福島県財務規則施行通達第269条関係第1項第3号

「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不適當であるとき」